

# 一時保育施設運営業務特記仕様書

この仕様書は、一時保育施設運営業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うものとする。

## 1 委託業務名

埼玉県立小児医療センター一時保育施設運営業務

## 2 業務場所

埼玉県立小児医療センター  
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

## 3 収容定員数

8人  
ただし、病院長が必要と認める時は、別に定める人数を限度に定員を超過して受け入れることができるものとする。

## 4 委託期間

令和3年6月1日から令和3年12月31日まで

## 5 業務内容

センター利用者の家族のうち、主に感染症に罹患していない自立歩行が可能な未就学児を対象とした、以下に掲げる託児施設の運営業務。

- (1) 保育
- (2) 毎日の清掃、室内整備、飾り付け等の実施
- (3) 記録（日誌及び苦情対応書類、その他必要と認められる記録）の作成
- (4) おやつ配膳等
- (5) 利用時の受付、説明の実施
- (6) 万全の安全対策を含む事故等への対応
- (7) 連絡会議への参加
- (8) その他（1）から（7）に掲げる業務に付随する業務

## 6 要配慮児の保育

乙は、甲と協議の上、身体又は精神障害を有する児童その他保育に特別な配慮を要する児童受け入れを実施すること。

## 7 費用負担の区分

- (1) 甲が負担する費用
  - ア 委託業務遂行のために使用する保育施設の備品の費用
  - イ 敷地、建物、設備等の修理及び保守に要する費用
  - ウ 委託業務に必要な光熱水費（ただし、受託者はその使用に当たり効率的に使用し節減に努めなければならない。）
  - エ 保育教材費
  - オ 毎日の清掃、汚物処理に要する費用
- (2) 乙が負担する費用
  - ア 業務に従事する職員の健康管理及び教育訓練に要する費用
  - イ その他委託業務遂行のために要する（1）に掲げるもの以外の費用
- (3) 利用者が負担する費用
  - ア 提供されるおやつに別々に定める実費徴収の額
  - イ 着替え及びおむつの交換に要する費用

## 8 業務履行上の注意事項

- (1) 乙は、業務に従事する者を指揮監督し、管理に万全を期さなければならない。
- (2) 業務に従事する者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けていなければならない。
- (3) 乙は、業務履行に必要な人員を常に確保、配置しなければならない。ただし、配置人員は、2人を下ることはできない。
- (4) 業務期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日の、午前8時45分から午後5時までとする。
- (5) 乙は、業務に従事する者の感染症の既往について、甲の所定の様式で甲に報告しなければならない。  
感染症の既往がない場合は、乙の負担でワクチンを接種した後、配置しなければならない。
- (6) 乙は、業務に従事する者を甲に配置する前に綿密な研修計画のもと十分な研修を行い、甲に配属しなければならない。乙の研修計画は、事前に甲に提出し、承認を得るものとする。
- (7) 乙は、勤務計画表を前月25日までに作成し、甲に提出する。  
大幅な勤務変更等がある場合は、修正後速やかに提出する。
- (8) 甲は、乙が従事させた者のうち、業務を遂行するに不相当と認めた者については、その理由を明示し従事者の交代を乙に求めることができる。  
新規交替者は、乙の責任において一定期間、経験者とともに業務につかなければならない。
- (9) 甲は乙の職員に対し労働時間の指示及びその他の管理を行うことはできない。
- (10) 乙は、乙以外の者が当該業務を受託することが明らかになったときは、甲の監督のもと、当該業務を履行するために必要な引き継ぎを、誠意を持って行うものとする。

## 9 業務従事者の服務規律

- (1) 緊急の場合等の勤務変更は、勤務場所に事前連絡し、業務に支障がないようにすること。
- (2) 業務委託共通仕様書5(1)により、ユニフォームの貸与については乙の負担で行う。
- (3) 業務時間中は専用のユニフォームを着用しわかりやすい位置に名札を着け、ユニフォームは常に清潔を保持すること。  
名札は乙の負担で作成すること。
- (4) 業務中は、礼儀正しく品行を慎み、懇切丁寧な接遇を励行しなければならない。
- (5) 利用者への、業務上必要な範囲を超える行為をしてはならない。
- (6) 利用者の金品の取り扱いには十分注意し、利用者からお礼を受け取ることがないように注意すること。
- (7) 職務上知り得た秘密については、絶対に他に漏らしてはならない。
- (8) 業務中の私語は慎まなければならない。
- (9) 保育上必要な情報は、監督員に必ず報告すること。監督員不在時は、その代理者に報告しなければならない。
- (10) 所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行為をしてはならない。

## 10 その他

- (1) 業務に従事する者の健康管理に留意し、感染症の疾病に罹患している場合は休職させ、速やかに欠員を補充すること。
- (2) 乙は業務の状況により、当該業務内容についての応援体制をとらなければならない。

様式

## 感染症既往報告書

令和 年 月 日

埼玉県立小児医療センター病院長

住 所

名 称

代表者名

印

埼玉県立小児医療センター一時保育施設運営業務の遂行に当たり、特記仕様書8の(5)に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 従事者の氏名

2 感染症情報

項目	結果	検査日	ワクチン接種日
麻疹抗体	陽性・陰性		
風疹抗体	陽性・陰性		
水痘抗体	陽性・陰性		
ムンプス抗体	陽性・陰性		
百日咳ワクチン (三種混合ワクチン)	陽性・陰性		
ツ反	陽性・陰性		

\*結果が陰性の場合、1か月以上前にワクチンを接種すること